

幸せます健康くらぶ実施要綱

平成29年2月23日制定

(目的)

第1条 この要綱は、商業施設又は公民館等（以下「実施施設」という。）において介護予防教室を実施し、通所型の介護予防支援と買物支援を一体的に提供することでサービス利用者の生活支援を行い、同時に高齢者を支えあう地域づくりに資する活動を推進することを目的に、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める第1号生活支援事業のサービスとして行う、幸せます健康くらぶの実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び要綱の例による。

(サービスの構成)

第3条 幸せます健康くらぶのサービス（以下「サービス」という。）は、介護予防教室の実施とサービス利用者が実施施設に到着してから実施施設を出発するまでの間における見守り活動により構成する。

(実施主体)

第4条 幸せます健康くらぶの実施主体は、防府市とする。ただし、サービスについては、法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対して委託する。

2 幸せます健康くらぶの利用対象者（以下「利用対象者」という。）の移動支援は、防府市幸せます型補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める第1号訪問事業移動支援幸せます型補助対象事業者が行う。

3 交付要綱に定める第1号通所事業地域幸せます型補助対象事業者は、第1号に適合する者と協働してサービス提供を実施することができる。

(利用対象者)

第5条 利用対象者は、要支援認定を受けた第1号被保険者及び平成27年厚

生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第1号被保険者とする。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 介護予防教室の実施に係る人員、設備及び運営に関する基準は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業生活維持型に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「基準要綱」という。）に準じる。なお、基準要綱中「生活維持型サービスの事業所」とあるのは、「介護予防教室の会場」とする。

(委託料)

第7条 利用対象者に係るサービスの委託料は、別表で定める額に100分の90を乗じた額とする。

(利用料金)

第8条 利用対象者のサービスの利用料金は、別表で定める額から、前条による委託料を控除した額とする。ただし、保険料その他の実費については、利用者の負担とすることができる。

(元気高齢者の参加)

第9条 第5条に規定に該当しない65歳以上の高齢者（以下「元気高齢者」という。）の参加を、元気高齢者を含む幸せます健康くらぶ利用者総数の2割程度を限度に、サービス実施の補助者として認めることとする。

2 サービスの受託者は、幸せます健康くらぶに参加する元気高齢者から参加費として前条の範囲内の金額を徴収できる。

3 幸せます健康くらぶに参加する元気高齢者は、地域における高齢者を支え合う地域づくりに資する活動に努めるものとする。

4 幸せます健康くらぶに参加する元気高齢者は、介護予防教室の運営補助や商業施設敷地内での利用対象者の見守りや声かけを行わなければならない。

(賠償の免責)

第10条 事業の実施に関して生じた事故による損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

別表 (サービスの単価)

サービスの種類	利用対象者1人あたりの単価
サービスの所要時間（利用対象者が実施施設に到着してから、実施施設を出発するまでの時間）が4時間を超えるサービス	3, 300円
サービスの所要時間（利用対象者が実施施設に到着してから、実施施設を出発するまでの時間）が4時間以内のサービス	2, 500円